

予防技術検定模擬テスト

—解説付—

NO.151

【共通】問1 消防用設備等の設置維持命令に関する次の文を読み、空欄に当てはまる用語の組み合わせとして消防法令上正しいものを(1)～(4)の中から選べ。

(イ)は、消防法第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が(口)に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の(ハ)に対し、当該(口)に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

A：消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の長

B：消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）、消防署長その他の消防吏員

C：設備等技術基準

D：設備等設置維持計画

E：関係者で権原を有するもの

F：防火管理者

(1) イ：A 口：C ハ：E

(2) イ：B 口：D ハ：F

(3) イ：A 口：D ハ：E

(4) イ：B 口：C ハ：F

【消防用設備等】問1 収容人員300人未満の防火対象物であって、消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存するもののうち、火災の予防上必要な事項等について、消防法令上点検を要するものを1つ選べ。ただし、本設問中の「避難階以外の階」とは消防法施行令第4条の2の2第2号で規定する「避難階以外の階」を言うものとする。また、当該防火対象物に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分は存しないものとする。

- 避難階以外の階に存する設問の用途に供される部分から、地上に直通する建築基準法第26条に規定する傾斜路が1つ設けられているもの
- 避難階以外の階に存する設問の用途に供される部分から、地上に直通する屋内に設ける建築基準法施行令第123条及び第124条に規定する避難階段であって消防庁長官が定める部分を有するものが1つ設けられているもの
- 避難階以外の階に存する設問の用途に供される部分から、地上に直通する階段が1つ屋外に設けられているもの
- 避難階以外の階に存する設問の用途に供される部分から、特別避難階段が1つ設けられているもの

【消防用設備等】問2 次のアからエに掲げる防火対象物又はその部分に消防法施行令第13条の規定に基づき水噴霧消火設備等の設置義務がある場合において、不活性ガス消火設備を設置することにより消防法施行令第13条の規定に適合したことになる防火対象物数又はその部分の数の合計として消

防法令上正しいものを次の(1)から(4)の中から1つ選べ。

- ア 消防法施行令別表第1(13)項口に掲げる防火対象物
イ 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の駐車の用に供される部分
ウ 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分
エ 消防法施行令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、危険物政令別表第四に掲げる石炭・木炭に係るものを貯蔵し、又は取り扱うもの
- (1) 1つ (2) 2つ
(3) 3つ (4) 4つ

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）に基づく命令の不服申立てに関する記述のうち、適当なものは次のうちどれか。

- 消防署長名で発出された法第8条第3項の防火管理者選任命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、最上級行政府である市町村長等に審査請求することができる。
- 消防吏員名で発出された法第5条の3第1項の物件の除去命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、消防署長に対して審査請求することができる。
- 消防署長名で発出された法第5条第1項の改修命令に不服がある場合には、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、消防長に対して審査請求をすることができる。
- 消防長名で発出された法第17条の4第1項の消防用設備等の設置命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、消防長に異議申立てすることができる。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に基づく命令（不利益処分）の事前手続に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- 行政庁が法に基づき、特定の者を名あて人として命令を行う場合には、行政手続法の適用を受け、原則として、当該命令の名あて人に対して聴聞又は弁明の機会を与え、この手続を経た後でなければ命令を行うことはできない。
- 聴聞は、命令を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、命令を受ける者と行政庁側のやり取りを経て、事実判断を行う手続きである。
- 弁明は、命令を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、命令の発動についての判断を行う手続きである。なお、行政庁が認めた場合は口頭で行うこともできる。
- 法第8条の2の3第6項に基づく防火対象物点検の特例認定の取消しを行う場合には、事前手続きとして、聴聞又は弁明の機会を与えなければならない。

解説 国民の保護に関する基本指針第4章第1節5避難施設参照。物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

[警防]**問1 答 (5)**

解説 検索救助活動は、建物が白煙延焼中かつ屋内に逃げ遅れ者が視認できる状況にあっても、筒先による救助線を確保の上、検索班による組織的な活動とともに、指揮者は活動隊員の安全を確保するための検索ロープによる進入管理を行う。

消防司令問題**[消防法]****問1 答 (5)**

解説 (1) 相当な階級の者にしか委任できないため、誤り。
(2) できるため、誤り。
(3) 受けないため、誤り。
(4) 緊急事態が要件であるため、誤り。
(5) 正しい。

[人事管理]**問1 答 (4)**

解説 (1) 一般職のため、誤り。
(2) 任命権者のため、誤り。
(3) 適用されないため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 該当のため、誤り。

[地方自治制度]**問1 答 (1)**

解説 (1) 正しい。
(2) 法律で定めるため、誤り。
(3) 名称ではなく、区分を定めるため、誤り。
(4) 住民自治の説明のため、誤り。
(5) 基本的関係のため、誤り。

[警防]**問1 答 (1)**

解説 間口が広く、正面に活動スペースがあるが、正面に部署すると火煙の吹き返し、爆燃による受傷、車両及び機器損傷危険がある。

[救急]**問1 答 (3)と(4)**

解説 救急蘇生法の指針2015(市民用)の追補及び周知について(令和2年5月22日 医政地発0522第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長)新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法について(指針)に記載のとおり。

成人に対しては人工呼吸を行わず、子どもに対しては、救助者が講習を受けて人工呼吸の技術を身について、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。

問2 答 (2)と(3)

解説 救急隊の感染防止マニュアル(平成31年3月消防庁)P.16~17に記載のとおり。次亜塩素酸ナトリウムはウイルス汚染消毒に適しているが、グルコン酸クロルヘキシジンは、芽胞やウイルスに対しては効果が低い。

問3 答 (5)

解説 正しくは、所属する消防本部の消防長が推薦し、都道府県メデイカルコントロール協議会が認める者である。「救急業務に携わる職員の生涯教育のあり方について」(平成26年5月23日付け 消防救第103号)参照。

予防技術検定模擬テスト**[共通]****問1 答 (1)**

解説 消防法第17条の4第1項参照。消防法において「消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)、消防署長その他の消防吏員は、……命ずることができる。」とされているのは、消防法第3条第1項の規定及び消防法第5条の3第1項の規定のみであり、空欄は「消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の長」が正しい。なお、消防法第17条の4第1項では「消防長又は消防署長は、……」とされていることから、Aも誤りと考える読者もいるかもしれないが、消防法第3条第1項をよく読むと「消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。)……」とされており、消防法第17条の4第1項の「消防長」という部分も「消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。)」であり、空欄はAが正しいのである。

次に空欄は、防火対象物に消防用設備等を設置し、維持する際に、その取り所となる技術上の基準であることから「設備等技術基準」が正しい。

ここで「設備等技術基準」とは、消防法第17条の3の2において、「消防法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(消防法第17条の2の5第1項前段又は消防法第17条の3第1項前段に規定する場合は、それぞれ消防法第17条の2の5第1項後段又は消防法第17条の3第1項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。)」とされている。

これに対して「設備等設置維持計画」とは、消防法第17条第3項において、「消防法第17条第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊消防用設備等であって、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画」とされており、特殊消防用設備等毎に作成される計画であることがわかる。それぞれの定義を見ることにより前述の空

欄口に関する説明はご理解いただけるものと思う。

最後に空欄ハは、消防法第17条第1項において、政令で定める防火対象物に消防用設備等を設置し、維持すべき義務を負わした上で、当該義務が適切に履行されていない場合に、関係者で権原を有するもの、すなわち関係者であって法律上正当に命令の内容を履行し得る者に対して措置命令を行うものであることから、ここで「防火管理者」が出てくることは適当でなく「関係者で権原を有するもの」が正しい。ここで当該命令は、その命令の内容を履行する権原を有する者が誰であるのかについて十分に確認した上で出す必要があることに留意すべきである。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

- 解説** (1) 消防法施行令第4条の2の2第2号。「地上に直通する建築基準法第26条に規定する傾斜路」は「地上に直通する階段」と同様に取り扱われ、それらの設置個数が2以上の中には限り当該点検を要さないものとされている。火災時における地上への避難経路として当該傾斜路が1つしか設けられていない場合には、防火管理が適切に行われないと特定用途に供される部分の避難困難性が高くなることから当該点検は必要であり、これが誤りとなる。なお、「避難階以外の階」とは消防法施行令第4条の2の2第2号において、建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階以外の階であって1階及び2階を除くこととされていることも覚えておいて欲しい。
- (2) 消防法施行令第4条の2の2第2号、消防法施行規則第4条の2の3。地上に直通する階段が総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合は、その設置個数が1あれば当該点検を要さないものとされている。消防法施行規則第4条の2の3において、当該構造要件を満たすものとして総務省令において消防庁長官が定める部分を有する避難階段が挙げられていることから当該点検は要さないものであり、正しい。
- (3) 消防法施行令第4条の2の2第2号。地上に直通する階段が屋外に設けられるものである場合は、その設置個数が1あれば当該点検を要さないものとされており、正しい。
- (4) 消防法施行令第4条の2の2第2号、消防法施行規則第4条の2の3。地上に直通する階段が総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合は、その設置個数が1あれば当該点検を要さないものとされている。消防法施行規則第4条の2の3において、当該構造要件を満たすものとして総務省令において特別避難階段が挙げられていることから当該点検は要さないものであり、正しい。

問2 答 (2)

- 解説** 消防法施行令第13条。不活性ガス消火設備の消火剤には、二酸化炭素、窒素、IG-55（窒素とアルゴ

ンとの容量比が50対50の混合物）及びIG-541（窒素とアルゴンと二酸化炭素との容量比が52対40対8の混合物）の4種類があり、いずれも防護区画内に消火剤を放出して消火する設備であるが、空気の供給を遮断する又は空気中の酸素濃度を下げるにより燃焼の継続を止める窒息効果が確実に発揮されることにより必要不可欠である。なお、窒素、IG-55及びIG-541の3種類を総称して「イナートガス消火剤」と呼ぶこともある。

- (1) 消防法施行令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物（飛行機又は回転翼航空機の格納庫）にあっては、泡消火設備又は粉末消火設備のいずれかを設置することとされており、不活性ガス消火設備を設置しても消防法施行令第13条の規定に適合したことにならない。
- (2) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の駐車の用に供される部分で、当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200m²以上、1階にあっては500m²以上、屋上部分にあっては300m²以上のもの又は昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のものにあっては、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のいずれかを設置することとされており、不活性ガス消火設備を設置すれば消防法施行令第13条の規定に適合したことになる。
- (3) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で床面積が200m²以上のものにあっては、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のいずれかを設置することとされており、不活性ガス消火設備を設置すれば消防法施行令第13条の規定に適合したことになる。
- (4) 消防法施行令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、危険物政令別表第4に掲げる石炭・木炭に係るものと同表で定める数量の1,000倍以上貯蔵し、又は取り扱うものにあっては、水噴霧消火設備又は泡消火設備のいずれかを設置することとされており、不活性ガス消火設備を設置しても消防法施行令第13条の規定に適合したことにならない。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

- 解説** (1) 行政不服審査法第4条及び第18条により適切。なお、東京消防庁管内については、最上級行政庁は都知事になる。
- (2) 消防法第5条の4により審査請求期間は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内で、また、行政不服審査法第4条により審査請求をすべき行政庁は、当該処分庁の最上級行政庁である市町村長等で、誤り。
- (3) 行政不服審査法第4条により審査請求をすべき行政庁は、当該処分庁の最上級行政庁である市町村長等で、誤り。